

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成26年11月28日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する事項等

1 業務名 文化会館、美術館及び周辺整備基本計画策定準備業務

2 業務場所 奈良市登大路町6-2 奈良県文化会館 ほか

3 業務概要

文化会館、美術館及びその周辺整備に係る基本計画策定の準備として、各館内のレイアウトや各館を含めた周辺地域の活用策についての提案、及びレイアウト図やイメージパース等の検討図面の作成を行う。

(1) 発注者が提示するレイアウト案等について、建築設計及び周辺環境設計の見地から実現可能性を検証し、課題抽出を行う。

(2) (1)の結果を踏まえたレイアウト図、イメージパースの作成

(3) 打ち合わせ協議、報告書作成

4 履行期間 契約締結日から平成27年3月31日まで

ただし、平成27年2月6日に中間報告を行うこと

5 入札保証金 免除

6 契約保証金 要

7 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(7)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に

よる会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規程による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 適合規格承認申請書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q4検査・分析・調査業務の③調査分析業務に登録をしている者であること。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書等の入手	平成26年11月28日（金） ～ 平成26年12月11日（木） （ただし、平日 9:00～17:00）	奈良市登大路町30番地 奈良県地域振興部文化振興課 文化振興係（奈良県庁主棟4階）にて配布
現場確認 （希望者のみ）	同 上	上記期間内において、1者2時間以内に限る。 電話による予約要 0742-27-8917 文化振興課 担当：苅阪
仕様書等に関する質問	平成26年12月5日（金） 15:00まで メール又はFAX 必ず、「文化会館、美術館及び 周辺整備基本計画策定準備業 務質問」と明記のこと。	メールアドレス bunkas@office.pref.nara.lg. jp FAX 0742-27-8481 担当：苅阪
質問に対する回答	平成26年12月9日（火）	メール又はFAXにて入札説

		明書を配布の者全員に回答
競争入札参加資格（適合規格承認）申請書の提出	平成26年12月11日（木） 15:00まで 持参に限る	
競争入札参加資格（適合規格承認）申請書の調整（再提出）	平成26年12月12日（金） 15:00まで 持参に限る	上記提出時に不足等があった場合のみ
競争入札参加資格の確認の回答	平成26年12月15日（月）	メール又はFAXにて回答
郵便による入札書の提出	平成26年12月19日（金） 17:00まで（期限までに到達したもののみ有効） <u>書留郵便に限る。</u> 封書の表面に「12月22日開札 文化会館、美術館及び周辺整備基本計画策定準備業務 入札書在中」と朱書きすること。	提出先 奈良市登大路町30番地 奈良県地域振興部文化振興課文化振興係 （担当：苺阪）
入札・開札	平成26年12月22日（月） 14:00	奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟地下1階B11会議室

第4 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県地域振興部文化振興課文化振興係（県庁主棟4階）
電話番号 0742-27-8917（ダイヤルイン）

- 2 入札説明書交付期間

平成26年11月28日（金）から平成26年12月11日（木）までとします。

- 3 入札説明会

実施しません。

- 4 入開札の日時及び場所

平成26年12月22日（月） 午後2時00分
入札室（県庁主棟4階）

- 5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「12月22日開札 文化会館、美術館及び周辺整備基本計画策定準備業務 入札書在中」と朱書きして、平成26年12月19日（金）午後5時までに到着するようにしてください。

第5 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者である場合は免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、入札参加資格申請書類を平成26年12月11日（木）の午後3時までに第4の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 契約の不締結

(1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

ア 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。

以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又

は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ この契約に係る購入契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

(2) 契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(1)のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の(1)のア、ウ、エ及びオ中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 その他

詳細は、入札説明書によります。